

(照会先)
独立行政法人国立病院機構
北海道東北グループ
担当：参事(人事担当) 三 上
人 事 係 長 堀 井
電話 022-291-0411

令和7年8月18日
独立行政法人国立病院機構
北海道東北グループ

職員の懲戒処分について

独立行政法人国立病院機構宮城病院において、以下の非違行為があり、当該非違行為者に対し、独立行政法人国立病院機構職員就業規則第92条第7号の規定により懲戒処分を行いました。

事 項	内 容
事 案 の 概 要	(行為者A) 部下職員に対し、業務上の適正な範囲を超えた言動によるハラスメントを行ったことにより、精神的な苦痛を与えたもの。 (行為者B) 部下職員を貶めるような誹謗中傷する発言を他の職員に複数回繰り返すハラスメントを行ったことより、職場環境を悪化させ、精神的な苦痛を与えたもの。 (行為者C) 看護師に対し、業務上の適正な範囲を超えた言動によるハラスメントを行ったことにより、精神的な苦痛を与えたもの。
処 分 年 月 日	令和 7 年 8 月 1 8 日
処分量定等	(行為者A) 国立病院機構宮城病院 看護師(60代) (処分量定) 減給 ※R7.3.31付退職のため同日処分実施 (行為者B) 国立病院機構宮城病院 看護師(50代) (処分量定) 戒告 (行為者C) 国立病院機構宮城病院 医師(年齢非公表) (処分量定) 戒告